

Working Papers

2018年1月12日

# 自治体 SDGs と地方創生

2015年9月の国連サミットにおいて全会一致で持続可能な開発のための2030アジェンダ（SDGs）が可決された。そこでは国だけに限らず自治体などの主体も、課題解決のための主体であるとされ、まちづくりなどの目標も設定されている。

我が国で、先進的に取り組んできた環境未来都市構想などの取組の方向性とも合致しており、また、経済・社会・環境を統合した取組は、地方創生の方向性とも合致する。ここでは、SDGs が、地方自治体にとって、どういった意味を持つのか、何を期待されているのかについて、整理・紹介したい。

## 1. SDGs とは

### 1-1. SDGs とは

2015年9月の「国連持続可能な開発サミット」において「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択された。アジェンダでは、5つのP（①人類（People）、②地球（Planet）、③繁栄（Prosperity）、④平和（Peace）、⑤パートナーシップ（Partnership））に向けた行動計画として宣言と目標を掲げた。この目標が持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs（以下、SDGs））である。

図表1 SDGsの概要



資料出所：内閣府地方創生推進事務局「自治体 SDGs 推進のための有識者検討会」参考資料1

SDGs では、2030年を期限とした17の目標と169のターゲットを設定している。SDGsに法的拘束力はないが、その達成度を230の指標により評価していく。さらに、目標の達成には、先進国・発展途上国の別なく全ての国が、様々な関係者とパートナーシップの下で取り組むことが示されている。特に、国家レベルだけでなく、公民のあらゆるレベル、自治体などでの取組も目標達成に向けて期待されている。

### 1-2. SDGs とまちづくり

SDGsの17の目標のうち自治体にとって最も関係の深い目標が、目標11「住み続けられるまちづくりを」、「都市と人間の居住地を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする<sup>1)</sup>」である。この目標の下、公共交通、大気など環境や災害への対応などが、10を超えるターゲットとして設定されている。

こうした目標設定の背景には、2030年に向けた急速な都市化の進展に伴う課題の発生への懸念などがある。国際連合広報センター「持続可能な開発目標ファクトシート」によれば、2030年までに都市部の人口が世界人口のほぼ60%

を占めるとしており、急速な都市化が真水供給や下水、生活環境、公衆衛生への圧力を加えるとしている。その一方で、都市の稠密性は、効率性を高めることで技術革新により資源とエネルギー消費を低減する可能性も秘めているとしている。そのため、都市化に対して2030年に向けてイノベーションの国際展開による課題解決が必要である。

それ以外にも、まちづくりという観点では、目標6「安全な水とトイレを世界中に」、目標7「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」や目標9「産業と技術革新の基盤をつくろう」といった目標も関連がある。

こうした幅広い分野にまたがるまちづくりへの貢献に向け、自治体が果たすべき役割は大きい。

## 2. わが国における取組み

### 2-1. SDGs 推進本部

政府では、2016年5月にSDGs推進本部（本部長：内閣総理大臣）を設置、2016年12月の第2回SDGs推進本部会合では、「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」をビジョンとする「SDGs実施指針」をまとめた。実施指針では、①普遍性、②包摂性、③参画型、④統合性、⑤透明性と説明責任の5つを実施原則とし、8つの優先課題と具体的施策を示し、2019年までを目途に最初のフォローアップを実施することとしている。

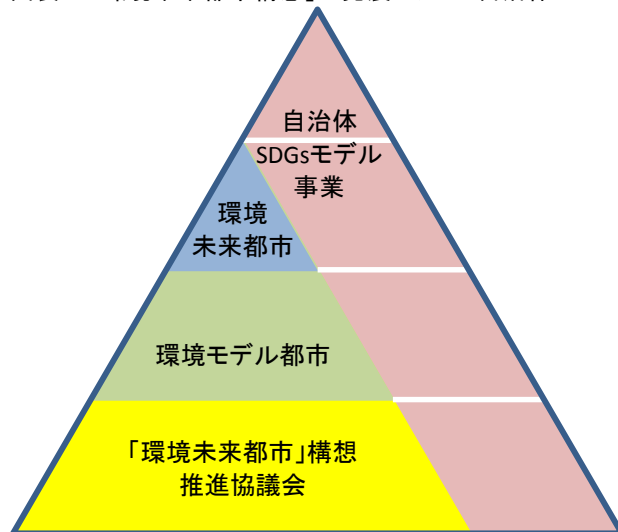
図表2 「SDGs実施指針」の8つの優先課題と具体的施策

<p><b>①あらゆる人々の活躍の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一億総活躍社会の実現</li> <li>女性活躍の推進</li> <li>子供の貧困対策</li> <li>障害者の自立と社会参加支援</li> <li>教育の充実</li> </ul>	<p><b>②健康・長寿の達成</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>薬剤耐性対策</li> <li>途上国の感染症対策や保健システム強化</li> <li>公衆衛生危機への対応</li> <li>アジアの高齢化への対応</li> </ul>
<p><b>③成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>有望市場の創出</li> <li>農山漁村の振興</li> <li>生産性向上</li> <li>科学技術イノベーション</li> <li>持続可能な都市</li> </ul>	<p><b>④持続可能で強靱な国土と質の高いインフラの整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国土強靱化の推進・防災</li> <li>水資源開発・水循環の取組</li> <li>質の高いインフラ投資の推進</li> </ul>
<p><b>⑤省・再生可能エネルギー、気候変動対策、循環型社会</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>省・再生可能エネルギーの導入・国際展開の推進</li> <li>気候変動対策</li> <li>循環型社会の構築</li> </ul>	<p><b>⑥生物多様性、森林、海洋等の環境の保全</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>環境汚染への対応</li> <li>生物多様性の保全</li> <li>持続可能な森林・海洋・陸上資源</li> </ul>
<p><b>⑦平和と安全・安心社会の実現</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>組織犯罪・人身取引・児童虐待等の対策推進</li> <li>平和構築・復興支援</li> <li>法の支配の促進</li> </ul>	<p><b>⑧SDGs実施推進の体制と手段</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>マルチステークホルダーパートナーシップ</li> <li>国際協力におけるSDGsの主流化</li> <li>途上国のSDGs実施体制支援</li> </ul>

資料出所：第4回SDGs推進本部会合 配付資料1

2017年12月の第4回SDGs推進本部会合ではSDGsアクションプラン2018の公表と、第1回「ジャパンSDGsアワード」が開催された。アワードでは、SDGs実施指針の実施原則を評価基準として評価、北海道下川町をSDGs推進本部長（内閣総理大臣）賞として選定した。アクションプラン2018では、自治体SDGsモデル事業の創設のほか、持続可能で強靱なまちづくりとしてのコンパクト・プラス・ネットワークの実現、レジリエント防災・減災、徹底した省エネ・再生可能エネルギーの導入促進や地域環境循環共生圏の構築をはじめとした取り組みが示されている。

図表3 「環境未来都市構想」の発展としての自治体SDGs



資料：内閣府資料などよりみずほ総合研究所作成

### 2-2. 自治体におけるSDGs

#### (1) 自治体SDGs推進のための有識者検討会

SDGsでは、前述のとおり政府だけでなく民間や地方自治体など様々な関係主体の参画が求められている。特にまちづくりなどでは、地方自治体が、果たすべき役割も多く、取り組みが大きく期待されている。既に、政府で進めてきた「環境未来都市」構想の取組手法や実績は、自治体がSDGsを進める上で大いに活用できるものがある。こうした考え方の下、内閣府地方創

生事務局では、自治体 SDGs 推進のための有識者検討会を設立し検討を重ね、2017年11月に『地方創生に向けた自治体 SDGs 推進のあり方』コンセプト取りまとめ』をとりまとめた（図表4）。

図表4 「地方創生に向けた自治体 SDGs 推進のあり方」コンセプトまとめの目次

I	地方創生と SDGs に関する国内外の動向
II	「環境未来都市」構想と SDGs 1. 「環境未来都市」構想のこれまでの成果と今後の課題 2. 自治体 SDGs 推進に向けた「環境未来都市」構想の成果の活用
III	地方創生における自治体 SDGs 推進の意義 1. 自治体として SDGs 推進に取り組む意義、メリットは何か 2. 住民や様々なステークホルダーから見て、自治体に期待する役割 3. 自治体が SDGs 推進のために取り組むべき事項とは何か
IV	政府の役割 1. 政府は、SDGs 推進における自治体の役割をどのように位置づけるべきか 2. 自治体 SDGs 推進における政府の役割は何か
V	おわりに

資料：「地方創生に向けた自治体 SDGs 推進のあり方」コンセプト取りまとめよりみずほ総合研究所作成

コンセプト取りまとめでは、SDGs の考え方は、先行的に取り組まれている環境・社会・経済の三側面に着目し、三側面による新たな価値創出によるまち活性化を目指してきた「環境未来都市」構想の方向性の理念と一致しているものであること、環境未来都市や環境モデル都市の先進的な取組事例は、各自治体が SDGs に取り組む際にわかりやすいモデルとなることなどが示された。また、同時に SDGs に向けた取組は地域における諸課題の解決、地方の持続的な開発、すなわち地方創生を推進するものであることも示された。

(2) 自治体 SDGs 検討小委員会「私たちのまちにとっての SDGs-導入のためのガイドライン-」

「私たちのまちにとっての SDGs-導入のためのガイドライン-（以下、ガイドライン）」は、国土交通省住宅局支援の下、一般財団法人建築環境・省エネルギー機構内に設置された「自治体 SDGs 検討小委員会」の成果としてまとめられたものである。ガイドラインでは、自治体レベルで SDGs に取り組むために必要なステップを

SDGs の理解からはじまり、フォローアップまでの5段階に分けて整理を行っている（図表5）。

図表5 自治体レベルで SDGs に取り組むために必要な5つのステップ

ステップ1：SDGsを理解する 1-1:SDGsの概要を理解する 1-2:SDGsの三層構造を理解する 1-3:SDGsと自治体行政の役割の関係を理解する
ステップ2：取組体制 2-1:自治体行政における垂直的連携と水平的連携の重要性を理解する 2-2:ニッチからグローバルに至る垂直的連携の促進 2-3:関係するステークホルダーの明確化と水平的連携の促進 2-4:SDGs推進体制の構築
ステップ3：ビジョンと目標 3-1:自治体レベルの取組の整理 3-2:目標の設定
ステップ4：アクションプログラム 4-1:自治体版SDGsアクションプログラムの策定 4-2:自治体版SDGsアクションプログラムの実践
ステップ5：フォローアップ 5-1:フォローアップの仕組みの確立 5-2:定期的な進捗状況のフォローアップ

資料：自治体 SDGs 検討小委員会ガイドライン-」よりみずほ総合研究所作成

ガイドラインでは、自治体が SDGs に取り組むことのメリットを6点整理している。

1点目は、SDGs を活用、実現していくことでの「全ての住民の QOL (Quality of Life) の向上」である。2点目は、SDGs という世界共通のものさしで、地域を俯瞰することで今まで見えてこなかった地域の長所・短所がみえることで「自治体固有の背景を踏まえた独自性のあるまちづくりの推進」ができることである。3点目は、従来、二律背反の関係でとらえられることの多かった「経済、社会、環境政策の統合によるシナジー効果の創出」である。4点目は、SDGs を進める上で必要となる「国内の様々な関係者間のパートナーシップの推進」である。5点目は、自らの都市では既に克服・解決した課題に対して、その経験や知見をベースに世界に対してソリューションを提供していく「グローバル・パートナーシップの推進」につながる可能性があることである。6点目は、「SDGs に取り組むことによる自立的好循環の創出」である。

### 3. 「環境未来都市」構想

自治体 SDGs は「環境未来都市」構想の発展形と想定されており、環境未来都市などの取組事例は、自治体が SDGs に取り組む上でのわかりやすいモデルになると考えられる。

ここでは事例も含め「環境未来都市」構想を紹介する。

#### 3-1. 「環境未来都市」構想

政府では、21 世紀における世界共通の課題である環境問題や高齢化の解決に向けて、世界に比類ない成功事例を創出し、それらを国内外に普及展開することを通じて、需要拡大、雇用創出、国際課題解決力の強化を図ることを目指した「環境未来都市」構想を進めている。新たな価値創造のための社会実践に様々な資源を集中投入し、暮らしたい街。活力ある街の実現を通して生活の質の向上を図り成功事例の普及展開を進めていくものである。

図表6 「環境未来都市構想」



資料出所:「環境未来都市」構想推進協議会 HP

#### 3-2. 環境モデル都市・環境未来都市

「環境未来都市」構想では、環境モデル都市及び環境未来都市の二種類を選定、低炭素社会の実現を目指す取り組みを支援している。

##### (1) 環境モデル都市

環境モデル都市は、低炭素社会の姿を具体的にわかりやすく示すために、低炭素社会の実現に向けて先駆的な取組にチャレンジしている都市として政府が選定したものである。まず平成20年度に13都市を選定、東日本大震災後の平成24年度に7都市、平成25年度に3都市が選定されている。環境モデル都市では、地域資源を最大限に活用し、分野横断的な取組をおこなうことで、低炭素化と持続的発展を両立する地域モデルの実現を目指している。

図表7 環境モデル都市のイメージ

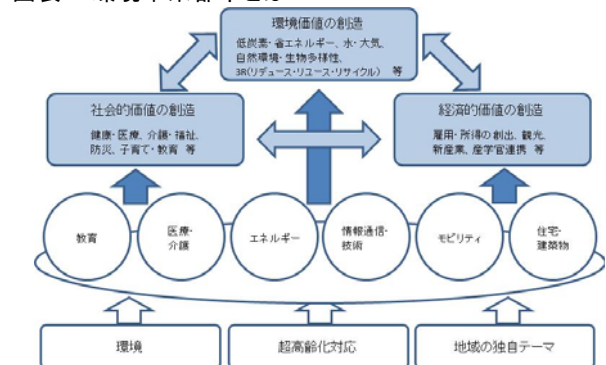


資料出所:「環境未来都市」構想推進協議会 HP

##### (2) 環境未来都市

環境未来都市では、世界的に進む都市化を見すえ、地域独自の課題に加え、環境や高齢化対

図表8 環境未来都市とは



資料:「環境未来都市構想」推進協議会パンフレットよりみずほ総合研究所作成



応などの課題にチャレンジし、同時に環境、社  
 地域づくりを進める都市を 11 都市選定してい  
 る。環境未来都市の取組により「誰もが暮らした  
 いまち」「誰もが活力あるまち」の実現を目指  
 していくものである。

### 3-2. 取組概要

環境未来都市のうち、前述のアワードで選出  
 された北海道下川町、環境、健康、産業の三つ  
 の視点でまちづくりを進めている千葉県柏市、  
 コンパクトシティによる持続可能な都市を目指  
 す富山県富山市及び環境問題克服の知見をベー  
 スに海外へのビジネス展開をしている北九州市  
 の取組概要を整理する。

#### (1) 北海道下川町

下川町は、町面積の約 9 割が森林であり林  
 業・農業が基幹産業である。そのため豊富な森  
 林資源を活用した循環型森林経営とゼロエミッ  
 ションの木材加工システムを基盤とした自立型  
 の森林総合産業の創出、森林バイオマスを中心  
 とした再生可能エネルギーによるエネルギーの  
 完全自給も目指していく。

図表9 下川町環境未来都市計画



資料出所: 下川町環境未来都市計画

また、超高齢化が進む中、下川町「一の橋」  
 地区をモデル地区とした環境負荷を低減した地  
 域特性を活かした集住化エリアも建設されてい

る。そこでは社会コミュニティの再構築、高齢  
 者と若者による食料自給や新産業創造、木質ボ  
 イラによる給湯・暖房の供給などが取り組まれ  
 ている。

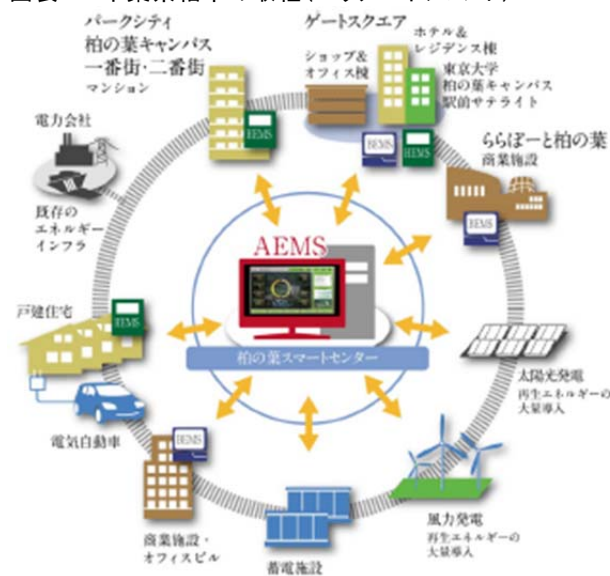
#### (2) 千葉県柏市

柏市では、エネルギー問題、超高齢等に対応  
 して「環境共生都市」「新産業創造都市」「健康  
 未来都市」という 3 つのコンセプトでのまちづ  
 くりが公民学が連携して取り組んでいる。

核となる柏の葉キャンパスエリアでは、省エ  
 ネルギーや非常時の電力確保を実現するエネル  
 ギーのエリアマネジメントシステムやベンチャ  
 ー企業支援、健康情報発信拠点などが整備され  
 ている。健康情報発信では、健康な毎日を通  
 ずするために必要な「あるく・しゃべる・たべ  
 る」をテーマとして掲げ、その推進拠点となる  
 まちの健康研究所「あ・し・た」を設置、健康価  
 値の普及と社会参画の場づくりを提供している。

新産業創造では、新事業やサービスを創造す  
 るための場となるコワーキングスペースなどを  
 整備・運営している。

図表10 千葉県柏市の取組(エリアマネジメント)



資料出所: 「環境未来都市」構想推進協議会 HP

### (3) 富山県富山市

富山市では、「公共交通を軸としたコンパクトなまちづくり」を基本方針としてLRTを中心としたコンパクトシティのまちづくりが行われている。公共交通の活性化による自動車から公共交通、徒歩・自転車への転換促進やまちなかへの居住誘導などを推進している。

環境面では、交通モードの転換による環境負荷の低減のほか、森林バイオマスの利用、小規模水力の利用なども進めている。また超高齢化に関しては、和漢薬や医薬品の伝統・技術を背景とした生薬の生産や高齢者等が安全・安心・快適に歩いて暮らせるまちの実現に向けた公共交通のバリアフリー化やコンパクトシティのまちづくりを進めている。

図表11 富山県富山市の取組



資料出所:「環境未来都市」構想推進協議会 HP

### (4) 北九州市

北九州市は、官営八幡製鉄所の操業に始まる我が国産業の近代化をけん引してきた工業都市である。さらに発展の中で発生した深刻な公害に対して、市民運動をきっかけに企業や行政が一体となって公害を克服した歴史を持っている。こうした中で北九州市には、環境に対する技術や市民力が蓄積された。

北九州市環境未来都市では、「地域や都市(まち)の中で人が輝く、賑わい、安らぎ・活力あるまち」をテーマに、環境、超高齢化対応、環

境国際ビジネスなど様々な取組を進めている。

環境・エネルギーでは地域エネルギー会社の設立や洋上風力発電モデル地域の選定など北九州市地域エネルギー拠点化推進事業を進めている。また、上下水道の技術やノウハウを活用し官民連携によりアジア諸都市において海外水ビジネスを積極的に展開している。

図表12 北九州市の環境未来都市構想



資料出所:「環境未来都市」構想推進協議会 HP

## 4. 地方創生と自治体 SDGs

内閣府地方創生推進事務局では、地方創生における自治体 SDGs 推進の意義を図表13のように整理している。

図表13 地方創生における自治体 SDGs の意義



資料出所:自治体 SDGs 推進のための有識者会 参考資料 2「地方創生に向けた SDGs の推進について」

また、先に紹介した通り、ガイドラインでも

自治体がSDGsに取り組むメリットを6点挙げている。ここでは、改めて自治体がSDGsに取り組む地方創生を実現していくことの意義・メリットとして以下、4点をあげたい。

#### ①現状を改めて認識する機会

SDGsに取り組むにあたり、自らの地域の状況を17ゴール、169ターゲット、230指標により見つめ直すことで、自らの地域の強み、弱み、克服してきた課題などに改めて気づかされることとなる。こうした自地域を改めて見つめ直すきっかけを提供することは一つの意義であろう。

#### ②バックキャスト型の実施展開

SDGsの特徴の一つは、現在の延長線上で未来を考えるフォーキャストではなく、目標を設定してから現在とのギャップをみて、課題解決を目指すバックキャスト型の取組であることが挙げられる。地方創生においても、現実をしっかりと見つめつつ、あるべき姿を描き、そこへの到達手段を考えていくバックキャスト型の考え方が重要である。現在の地方創生に向けた施策をあるべき姿からのバックキャスト型のものとして考え直すことも大きな意義がある。

#### ③指標による進捗管理・PDCAサイクル

SDGsの実施にあたり、活用する指標は各地域共通のものであり、自らの地域の達成状況を他と比較することが可能となる。また、あわせて

自らが設定した目標値への達成度をモニタリングすることで進捗管理を行い、それに基づくPDCAサイクルを回すことも可能となる。他との比較、指標による進捗管理ができることは意義がある。

#### ④海外への展開可能性

SDGsが設定する17目標、169ターゲット、230指標の中には、既に地域で過去に克服した課題なども含まれている。こうした課題を克服してきた中で培った地域の市民力、経験・ノウハウは、海外の自治体においても必要とされるものである。前述の北九州市のように既に水ビジネスを海外展開している例もある。同様の形で世界への貢献ができる可能性のある都市も存在しているはずである。是非、積極的な展開を図ってほしい。

SDGsに取り組むことのメリット・意義とは逆に、自治体には国とは違った立場で、まちづくりの様々な場面を通してSDGsの一部の目標・指標については責務として果たすべき役割も今後、出てくるものと思われる。企業や市民団体、大学など様々な主体と連携しての取組が期待される。

みずほ総合研究所 社会・公共アドバイザー一部  
上席主任研究員 岩城 博之  
hiroyuki.iwagi@mizuho-ri.co.jp

(参考:SDGs の 17 の目標)

目標 (Goal)	目標	目標 (Goal)	目標
1. 貧困をなくそう (NO POVERTY)	あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ	10. 人や国の不平等をなくそう (REDUCED INEQUALITIES)	国内および国家間の不平等を是正する
2. 飢餓をゼロに (ZERO HUNGER)	飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する	11. 住み続けられるまちづくりを (SUSTAINABLE CITIES AND COMMUNITIES)	都市と人間の居住地を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする
3. すべての人に健康と福祉を (GOOD HEALTH AND WELL-BEING)	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する	12. つくる責任つかう責任 (RESPONSIBLE CONSUMPTION AND PRODUCTION)	持続可能な消費と生産のパターンを確保する
4. 質の高い教育をみんなに (QUALITY EDUCATION)	すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する	13. 気候変動に具体的な対策を (CLIMATE ACTION)	気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る
5. ジェンダー平等を実現しよう (GENDER EQUALITY)	ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る	14. 海の豊かさを守ろう (LIFE BELOW WATER)	海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する
6. 安全な水とトイレを世界中に (CLEAN WATER AND SANITATION)	すべての人々に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する	15. 陸の豊かさを守ろう (LIFE ON LAND)	陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る
7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに (AFFORDABLE AND CLEAN ENERGY)	すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する	16. 平和と公正をすべての人に (PEACE, JUSTICE AND STRONG INSTITUTIONS)	持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する
8. 働きがいも経済成長も (DECENT WORK AND ECONOMIC GROWTH)	すべての人々のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワークを推進する	17. パートナリシップで目標を達成しよう (PARTNERSHIP FOR THE GOALS)	持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化させる
9. 産業と技術革新の基盤をつくろう (INDUSTRY, INNOVATION, AND INFRASTRUCTURE)	レジリエントなインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、イノベーションの拡大を図る		

資料:国際連合広報局資料(和訳)よりみずほ総合研究所作成

<sup>1</sup> 国連広報センター—持続可能な開発目標ファクトシート

[http://www.unic.or.jp/news\\_press/features\\_backgrounders/15775/](http://www.unic.or.jp/news_press/features_backgrounders/15775/)

本資料は情報提供を目的として作成されたものであり、商品の勧誘を目的としたものではありません。本資料は当社が信頼できると判断した各種データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。また、資料に記載された内容は予告なしに変更されることもあります。本資料の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談下さい。